

## 県立学校が県教育委員会へ第一報として報告する重大事態のレベル・判断基準等

事例ごとに異なるため、明確な判断基準は示すことは困難であるが、下記に示す事例を参考にするとともに、県教育委員会が定める基準に基づいて、報告の可否を判断してください。

### 1 県教育委員会へ報告しなければならない事案の判断

#### (1) 下記の①、②の両方の条件に当てはまる場合

①「法第 28 条第 1 項第 1 号または第 2 号」に該当する被害事実がある

②以下のいずれかに該当する場合

ア 学校が調査等により、いじめの事実を認知している

イ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった(いじめの認知の有無にかかわらず)

※児童生徒や保護者からの申し立てがあつたが、「法第 28 条第 1 項第 1 号または第 2 号」に該当する被害事実が認められない場合は、口頭による報告をお願いします。

#### (2) いじめによる欠席が通算7日間を経過した場合

### 2 各教育委員会等が重大事態として扱った事例(「国のガイドライン」より)

#### (1) 児童生徒が自殺を企図した場合

① 軽傷で済んだものの、自殺を企図した

#### (2) 心身に重大な被害を負った場合

① リストカットなどの自傷行為を行った

② 暴力を受け、骨折した

③ 投げ飛ばされて脳震盪となった

④ 殴られて歯が折れた

⑤ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった※

⑥ 心的外傷後ストレス障害と診断された

⑦ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く

⑧ 多くの生徒の前でズボンや下着を脱がされ裸にされた※

⑨ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された※

#### (3) 金品等に重大な被害を被った場合

① 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した

② スマートフォンを水に浸けられ壊された

#### (4) いじめにより転学等を余儀なくされた場合

① 欠席が続く(30日には達していないが)当該校への復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態としてとらえた